

木津川市介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務 公募型プロポーザル実施要領

【連絡先】

木津川市健康福祉部高齢介護課 介護保険係
〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9
TEL 0774-75-1213 FAX 0774-72-0553
E-mail kaigo@city.kizugawa.lg.jp

1 趣旨

本要領は、木津川市（以下「本市」という。）が発注する「介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務」（以下「本業務」という。）に係る優先交渉権者を選定するにあたり、その選定手順及び審査要件等を示したものである。

2 目的

木津川市介護認定審査会において、タブレット端末を用いて、電子化した会議資料等を集積・共有し、必要とする資料へのアクセスを容易にし、資料の視認性を高めることなどで、審査会及び審査会事務の簡素化を図り、会議運営の円滑化を図るもの。

3 業務概要

(1) 業務名

介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務

(2) 業務内容

別紙「木津川市介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に示す。

(3) 履行期間

・納入期限

契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日

※ただし、社会情勢の影響や災害その他やむを得ない事情により本業務に係る成果物一式の導入が見込めない場合はその都度協議し、令和 9 年 3 月 31 日まで延長することができる。

・会議システム利用期間

令和 9 年 1 月から 5 年（ただし、本業務に係る成果物一式の導入日が変更となった場合は併せて延長する。）

(4) 提案上限額

7,334,140 円（税込）

（内訳）

・物品購入費・システム構築費等	4,944,940 円（税込）
└ うち、物品購入費	4,301,440 円（税込）
└ うち、システム構築費等	643,500 円（税込）
・システム利用料（5 年分）	2,389,200 円（税込）

※ただし、システム利用料は 1 か月の上限額 39,820 円（税込）を超えないこと。

(5) 契約方法

随意契約（二者または三者契約とする。）

※ただし、物品及びシステム構築にかかる費用は単年度契約とし、システム利用にかかる費用は地方自治法施行令第 234 条の 3 の規定による長期契約とするため、こ

の契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、発注者が、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

4 優先交渉権者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都府知事又は木津川市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 本市の令和 8 年度の物品及び役務の提供等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されている者であること。二者で参加する場合は必ず一者が名簿に登録されている者であること。名簿に登録されていない場合は、**6 参加申込みの手続き等 6.2 提出書類**の書類と合わせて次の書類を提出することができる者であること。

(ア)登記事項証明書（参加表明書提出前 3 か月以内発行のもの／写し可。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

(イ)法人税、消費税及び地方消費税、木津川市税（木津川市税は市内業者に限る）の納税証明書（直近年度発行のもの／写し可。非課税の場合は、これに代わる書類）

(ウ)法人等の貸貸借対照表、損益計算書又は収支計算書及び株式資本等変動計算書（直近の決算分／法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

なお、名簿に登録されていない者又は名簿に登録されていない二者による参加は認めない。

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (5) 国税又は木津川市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 木津川市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 36 条)第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証 JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001）、またはプライバシーマークの認証 JISQ15001）を取得していること。
- (10) (1)～(9)までは、協力事業者についても同様とする。

6 参加申込みの手続き等

6.1 本要領、仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間
令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金）
- (2) 配布方法
本市ホームページからダウンロードすること。

6.2 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書（※1）	様式 1	正 1 部 副 6 部
業務実績書	様式 2	7 部
業務実施体制	様式 3	7 部
配置予定者調書	様式 4-1、4-2	7 部
本市における入札参加資格を有しない者の資格審査書類	「5 参加資格（2）（ア）～（ウ）」参照	正 1 部

※1 以下について添付すること。

- ・会社概要（任意様式、パンフレット可）
- ・本市の令和 8 年度物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格審査申請受付受理票の写し
- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証 JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001）、またはプライバシーマークの認証 JISQ15001）を取得していることが確認できる証明書等の写し

※2 協力事業者がある場合、協力事業者の会社概要、業務経歴書を添付すること。（任意の様式、会社概要はパンフレット可）

※3 各一式は A4 サイズとし、縦横は問わないが、横書きとする。

6.3 受付期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金）

受付は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

6.4 提出方法

持参又は郵送すること。

郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

6.5 提出先

「15 事務局」に記載の事務局

7 参加資格審査

提出書類に基づき参加資格審査を行う。

審査結果は、令和8年8月27日（木）までに、本審査の全参加者に電子メールにて通知する。

8 提案書等の提出

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次により提案書等を提出すること。

8.1 提出書類

提出書類	様式	部数
提案書表紙	様式5	正1部
提案書（※1）	A4 任意	7部
見積書	様式6	正1部

※1 体裁はA4サイズとし、縦横は問わないが横書きとする。

8.2 提出方法

持参又は郵送すること。

郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

8.3 提出先

「15 事務局」に記載の事務局

8.4 提出期限

令和8年9月4日（金）午後4時30分まで

8.5 留意事項

8.5.1 提案書

- (1) 企画コンセプト、全体の構成案など、具体的な提案を明記するほか、イメージ図等、必要に応じて資料を添付すること。
- (2) 仕様書の内容について、具体的にどのような方法で実現するのか分かりやすく提案すること。

- (3) 以下の内容について必ず記載すること。

項目	内容
スケジュール	本稼動までのスケジュールについて
システム概要	システム構成図等の概要について
システム構成	機器類、ソフトウェア等の構成について
セキュリティ	セキュリティ対策について
運用保守	サポートの体制及び方法等について
独自提案	仕様書の要求事項を上回る独自の提案について

※プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、副本とする提案書類には社名や製品名、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。代表者又は年間代理人の使用印の押印もしないこと。

8.5.2 見積書

- (1) 提案上限額以内で記入すること。
- (2) 以下について見積ること。

項目	内容
物品購入費	物品購入に係る費用
システム利用費	システムの利用費用
導入支援費	研修など導入支援に係る費用

- (3) 見積書は、「別紙2 見積書等提出の際の注意事項」を参照し封入すること。

9 審査

9.1 選定委員会

介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）設置要領に基づき選定委員会を設置し、提案書等の審査を行う。

9.2 審査方法

本市において、プレゼンテーションを実施し、書類審査及び価格審査と総合的に評価する。プレゼンテーション審査は企画提案書のみを使用するものとする。なお、申込多数の場合は、書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることが出来る業者を4社程度に選定する

9.2.1 審査項目

評価基準に基づき、次のとおり審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
書類審査	「6.2 提出書類」に係る書類審査	20 点
プレゼンテーション審査	提案書によるプレゼンテーション審査	70 点
価格審査	提案金額の妥当性等に係る審査	10 点

9.2.2 プレゼンテーション審査

提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 日時
令和 8 年 9 月 18 日（金）
- (2) 場所
木津川市役所内
時間、場所等詳細については別途通知する。
- (3) 出席者
出席者は 3 名以内とし、説明は配置予定者が行うこと。
- (4) 所要時間
30 分以内（説明約 20 分、質疑約 10 分）
- (5) 内容
説明は提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器
パワーポイント等の使用を可とする。

9.2.3 価格審査

木津川市介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入等業務に係る総額について審査を行う。

9.3 優先交渉権者の選定

書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査の評価点の合計点により審査し、選定委員会において、最高評価点を得た者を優先交渉権者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、評価点の合計が 6 割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

9.4 結果通知

審査結果は、優先交渉権者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面及び電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

10 契約

審査の結果、優先交渉権者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、以下のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領5に定める参加資格を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

11 質疑

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年7月29日（水）から令和8年8月5日（水）まで
受付は午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付方法

質問書（様式8）に記入のうえ、「15 事務局」に記載の事務局まで電子メールにより提出すること。メールを送信した際は、高齢介護課に電話し到着確認すること。

(3) 回答日

令和8年8月12日（水）

(4) 回答方法

本市ホームページに掲載する。

(5) 質問内容

質問内容は、本実施要領及び仕様書に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

12 スケジュール

項目	年月日
公告・公募開始	令和8年7月29日（水）
質問受付	～ 令和8年8月5日（水）
質問回答日	令和8年8月12日（水）
参加申込み受付	～ 令和8年8月21日（金）
参加資格審査結果通知	～ 令和8年8月27日（木）
提案書・見積書受付	～ 令和8年9月4日（金）

項目	年月日
選定委員会・プレゼンテーション審査	令和 8 年 9 月 18 日（金）
優先交渉権者決定通知	令和 8 年 9 月 下旬
契約締結	令和 8 年 10 月 月上旬
運用開始（予定）	令和 9 年 1 月

13 欠格事由

次の条件に該当する場合は欠格とする。この場合、参加資格者の審査を行わず、優先交渉権者とししない。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 談合その他不正行為があった場合

14 その他

- (1) 本プロポーザルは、あくまでも本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、詳細については、優先交渉権者選定後、双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式 8）を提出すること。
- (4) 配置予定者調書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない事由により変更を行う場合は、変更前の配置予定者と同等以上の者であると本市の了承を得なければならない。
- (5) 提出書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (9) 参加資格者は、単一の提案のみ行うことができる。
- (10) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (11) 本プロポーザルに関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。

15 事務局

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

木津川市健康福祉部高齢介護課内

木津川市介護認定審査会ペーパーレス会議システム等導入業務

委託事業者選定委員会事務局

TEL : 0774-75-1213

FAX : 0774-75-0553

Mail : kaigo@city.kizugawa.lg.jp